

新潟県事務委任規則及び新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第40号

新潟県事務委任規則及び新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
(新潟県事務委任規則の一部改正)

第1条 新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(地域振興局長への委任)	(地域振興局長への委任)
第3条の3 (略)	第3条の3 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。	4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。
(1)～(141) (略)	(1)～(141) (略)
(142) 建築基準法第85条第6項の規定による仮設興行場等(博覧会建築物を除く。)の許可をすること。	(142) 建築基準法第85条第5項の規定による仮設興行場等(博覧会建築物を除く。)の許可をすること。
(143)～(144)の2 (略)	(143)～(144)の2 (略)
(144)の3 建築基準法第87条の3第6項の規定による興行場等(博覧会建築物を除く。)の許可をすること。	(144)の3 建築基準法第87条の3第5項の規定による興行場等(博覧会建築物を除く。)の許可をすること。
(145)～(158) (略)	(145)～(158) (略)
(159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第15条第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第169号までにおいて同じ。)	(159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第15条第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第169号までにおいて同じ。)
(160)～(169)の2 (略)	(160)～(169)の2 (略)
(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号	(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号

から第177号の19までにおいて同じ。)

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。))又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。)

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。))又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。)

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。))又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)

(233)～(243) (略)

5～12 (略)

から第177号の19までにおいて同じ。)

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。))又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。)

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。))又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。)

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。))又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)

(233)～(243) (略)

5～12 (略)

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

**第2条** 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(地区建築主事の分掌事務)

**第3条** 地域振興局に勤務する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認（確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等（以下この項において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。）に関する事務を行う。  
2～6 （略）

(地区建築主事の分掌事務)

**第3条** 地域振興局に勤務する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認（確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この項において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。）に関する事務を行う。  
2～6 （略）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。